

穎田地区投票区(所)及び立岩地区、目尾地区投票所の変更について

1 穎田地区投票区(所)の変更について

(1) 変更内容及び理由

第61投票所の「穎田住民福祉センター」が使用できなくなったことによる投票所の見直しに伴い、穎田地区全域の投票区を見直した結果、選挙時における災害対応に係る職員の確保や市内の他地区の1投票所あたりの有権者数とのバランスを確保するため6投票区を3投票区に変更する。

【参考：各地区の1投票所あたりの有権者数等】

| 地区 | 投票所数 | 有権者数 (人) | 1投票所あたりの有権者数【R2.9月】 (人) | 面積 (km ²) | 1投票所あたりの面積 (km ²) |
|-----------|----------|--------------|----------------------------|--------------------------|----------------------------------|
| 飯塚 | 23 | 63,647 | 2,768 | 71.80 | 3.12 |
| 穂波 | 9 | 21,174 | 2,353 | 25.23 | 2.80 |
| 筑穂 | 6 | 8,325 | 1,388 | 74.81 | 12.47 |
| 庄内 | 4 | 8,628 | 2,157 | 25.69 | 6.42 |
| 穎田 | 6 | 4,663 | 778 | 16.60 | 2.77 |
| 計 | 48 | 106,437 | 2,218 | 214.13 | 4.46 |

※穎田地区を3投票区に変更すると1投票所あたりの有権者数は1,555人

(2) 変更後の投票区(所)

| 投票区 | 投票所 | 区 域 |
|--------|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 第6投票区 | 鯉田小学校体育館 | <u>鯉田東区</u> ※他の区域は省略 |
| 第61投票区 | <u>穎田交流センター</u> | 上勢田東、上勢田西、下勢田、北勢田、口原、大畑、六反畑、石丸、ビレッジハウス、愛生苑、中央東団地、 <u>牧野</u> 、 <u>鹿毛馬中</u> 、 <u>鹿毛馬上</u> |
| 第62投票区 | 東勢田1公民館 | 東勢田1、東勢田2、東勢田3、福門、新立、桜が丘、明治第1、明治第2、木浦岐、かいた苑、 <u>小峠</u> 、 <u>小峠東</u> 、 <u>小峠西</u> |
| 第63投票区 | <u>西佐與公民館</u> | 廃止 |
| 第64投票区 | <u>鹿毛馬中公民館</u> | 廃止 |
| 第65投票区 | <u>小峠西公民館</u> | 廃止 |
| 第66投票区 | 旧サンシャインかいた | 中央団地1、中央団地2、中央団地3、石丸団地1、石丸団地2、石丸団地3、 <u>東佐與</u> 、 <u>西佐與</u> 、 <u>大地の森</u> |

※変更となった投票所及び自治会は下線で表示

(3) 自治会への説明経緯等

- 令和2年2月 ・ 飯塚市自治会連合会潁田支部自治会長会委員会での説明
・ 第63、64、65投票区の自治会長への説明
- 令和2年5月 ・ 潁田地区の全自治会長へ文書配付
(自治会長会議が書面決議となったため文書による説明)
- 令和2年8月 ・ 第63、64、65投票区の自治会に説明資料を全戸配付
(自治会の希望により文書による説明)
※説明資料により質問、意見の集約 ⇒ 質問、意見なし
- 令和2年10月 ・ 飯塚市選挙管理委員会において投票区(所)の変更を決定
・ 潁田地区の全自治会長へ文書配付
(投票区(所)の変更が決定したことを報告)

(4) 投票機会確保のための取り組み

既存の「期日前投票者向け移動支援事業」に加え、廃止となる3投票所(西佐與公民館、鹿毛馬中公民館、小峠西公民館)については、期日前投票期間中のあらかじめ指定する日時に「移動期日前投票所」の開設を試行的に実施する。

※開設時間は1箇所あたり1時間から1時間30分程度を予定

2 立岩地区投票所の変更について

(1) 変更内容及び理由

立岩交流センター(第4投票所)が第4投票区の区域外に移転したため、第4投票所を「飯塚市役所本庁舎1階多目的ホール」に変更する。

(2) 自治会への説明と今後の対応

① 関係自治会長への説明

令和2年1月上旬に説明を行い、承諾を得る。

② 関係有権者への周知

- ・ 案内チラシの配布(選挙前)
- ・ 市報、市ホームページへの掲載

3 目尾地区投票所の変更について

(1) 変更内容及び理由

旧目尾小学校体育館(第15投票所)が幸袋交流センター整備事業により令和2年度から令和5年度まで使用できないため、当該期間に限り第15投票所を「飯塚市環境センター(目尾)」に変更する。

(2) 自治会への説明と今後の対応

① 関係自治会長への説明

- ・ 令和2年7月中旬に説明を行い、意見の集約
⇒ 飯塚市環境センターが良いとの意見があり、事務局において検討
- ・ 令和2年8月下旬に決定の報告

② 関係有権者への周知

- ・ 案内チラシの配布(選挙前)
- ・ 市報、市ホームページへの掲載